

# II 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

## 豊かな自然の保護・保全

### ● 自然公園等の状況

**1 自然公園**  
 平成12年度末現在の本県の国立公園は、瀬戸内海、阿蘇くじゅうの2か所2万1,243ha（県土面積の3.4%、自然公園面積の12.1%）、国定公園は、耶馬日田英彦山、祖母傾、日豊海岸の3か所8万9,306ha（同14.1%、同51.1%）、県立自然公園は、国東半島、豊後水道、津江山系、神角寺芹川、祖母傾の5か所6万4,298ha（同10.1%、同36.8%）となっており、その総面積は、17万4,847haで、県土面積の約28%を占めている。

### 2 自然環境保全地域等

平成12年度末における県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域は、6地域が指定されている。これとは別に、防衛庁との協定により福万山100ha、高陣ヶ尾35ha（いずれも玖珠町）の2地域について、自然環境の保全を図っている。

### 3 自然海浜保全地区

瀬戸内海区域（中津市山国川から鶴見町鶴見の間）の自然公園以外の自然海浜で、海水浴、潮干狩りなどの公衆の利用に供されている地域を県自然海浜保全地区条例に基づき、自然海浜保全地区に指定して、自然海浜の保全及び適正な利用を図っている。

### ● 自然公園等の保全

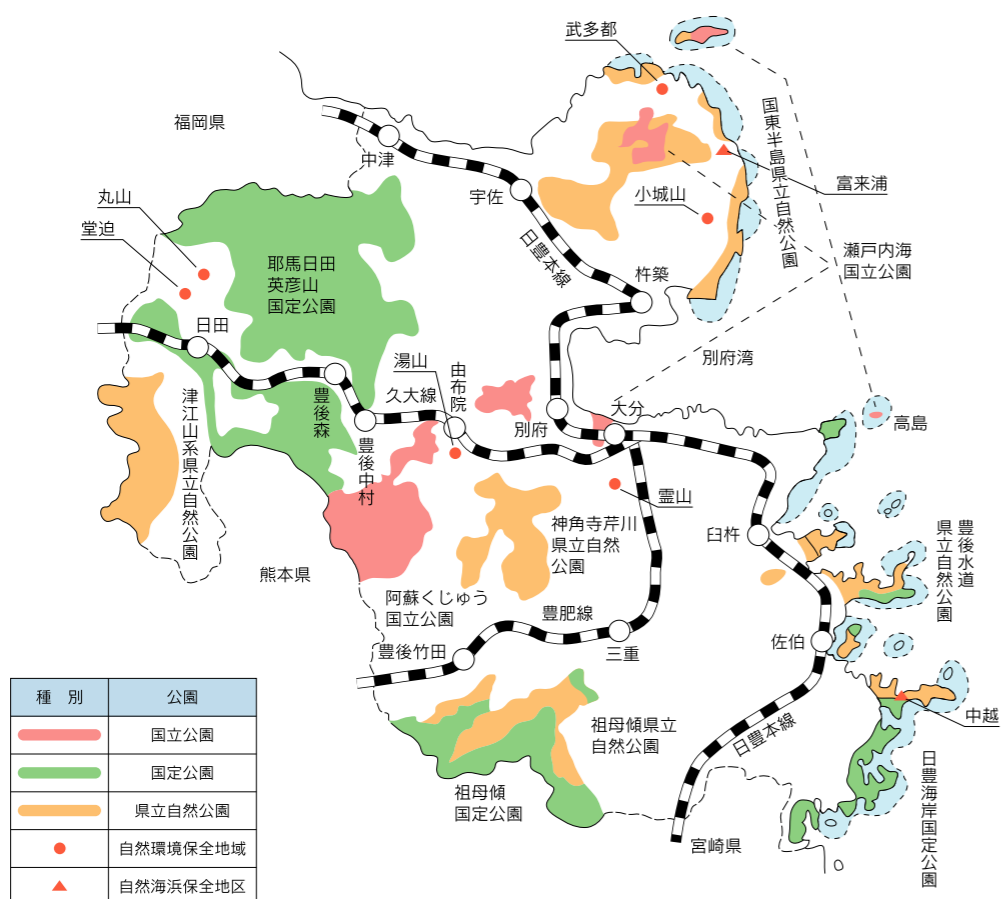
自然公園の優れた風致景観を保護するため、自然公園区域内に特別地域、特別保護地区及び海中公園地区が指定されており、当該区域内で行われる一定の行為は、環境大臣又は県知事の許可を受けなければならないことになっている。また、普通地域内の一定の行為は、県知事に届出をしなければならないことになっており、風景の保護のために必要な規制や指導を行っている。

平成12年度自然公園許可届出件数表

	国立公園	国定公園	県立自然公園	合計
許可件数	47	63 (2)	18 (1)	128 (3)
届出件数	1	8	3	12
合計	48	71 (2)	21 (1)	140 (3)

(注)：1 法第40条第1項の規定による協議は（ ）内に再掲した。  
 2 「土砂の採取及び工作物の新築」等2つの行為にまたがるものは、またる行為を1件として計上した。

大分県の自然公園等（平成13年3月31日現在）



### ● 自然景観の保全と活用

#### 1 沿道環境美化の推進

「大分県沿道の景観保全等に関する条例」に基づき、「沿道環境美化地区」を8地区、「沿道景観保全地区」を4地区それぞれ指定している。これらの指定地区においては、大規模建築物に係る緑化等の指導等を行うことにより、沿道における優れた景観の保全及び環境の美化を推進し、美しい県土を守り育てようとする県民意識の高揚を図ることとしている。

#### 2 森林の保全

(1) 保安林の整備（平成12年度実績）  
 保安林の整備は、保安林の指定、解除事務及び森林のもつ機能の回復、向上を図る森林整備を行っている。  
 ア、保安林の指定  
 水源かん養保安林228ha、土砂流出防備保安林286haを指定した。  
 イ、保安林の解除  
 県道、農道等の道路開設や公共施設の造成等の目的で13haを解除した。

#### (2) 林地開発許可

平成12年度は、工場・事業場用地の造成3件11ha、住宅用地の造成1件2haの許可を行った。

#### 3 水辺の保全

(1) 河川改修事業（多自然型川づくり）  
 河川事業において環境の保全にこれまで以上の配慮をし、洪水の氾濫等の災害に強い川づくりに加え、自然や生物などに配慮し、周辺環境と調和した、うるおいとや

すらぎのある川づくりに取り組んでいる。平成12年度は、稲葉川等35河川を実施し、平成13年度は、大野川等35河川で実施予定。

#### (2) エコリバー整備事業

平成12年度より四か年計画で、人々が自然にふれあえる水辺空間を整備するもので、田深川等10か所の整備を計画している。

#### 4 砂防事業の環境保全対策

自然環境の状況を正確かつ迅速に把握するため、県下を6ブロックに分けた「渓流環境整備計画」の策定を行い、平成11年度に「大分川水系他地域」及び「筑後川水系地域」の2ブロックについて整備計画をまとめ完成した。この計画は自然環境・景観の保全と創造に関する基本理念及び渓流の利用に配慮した整備方針を定めることを目的としており、今後は「環境の保全に配慮した砂防事業の展開」に向けその成果を活用することとしている。

## 温泉の保護と適正利用

### ● 温泉の現況

本県は38市町村で温泉が湧出しており、平成13年3月末における源泉総数は4,762孔で全国第1位、湧出量は266,228ℓ/分で北海道に次ぎ全国第2位である。温泉の多い市町村としては別府市、湯布院町、九重町、大分市等が挙げられる。

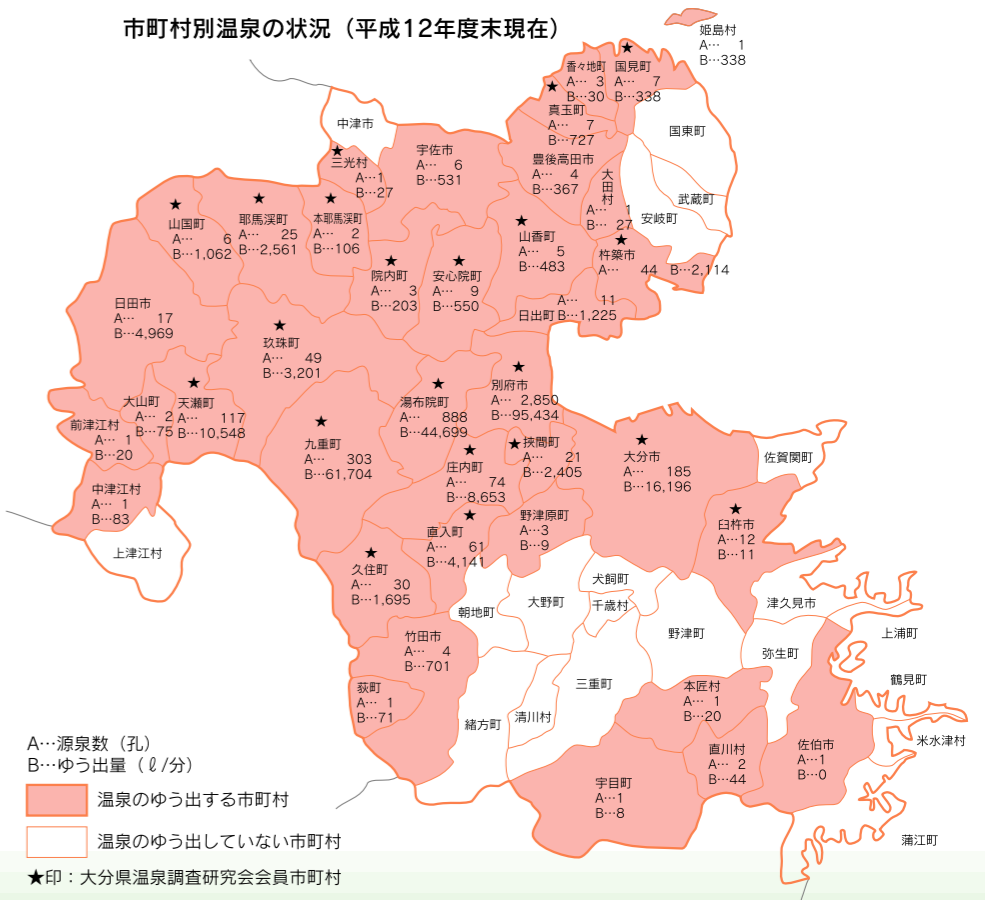
### 〈全国の状況〉

#### 源泉数の上位5都道府県

都道府県	源泉数
大分県	4,762孔
鹿児島県	2,804
静岡県	2,289
北海道	2,200
熊本県	1,345

#### 湧出量の上位5都道府県

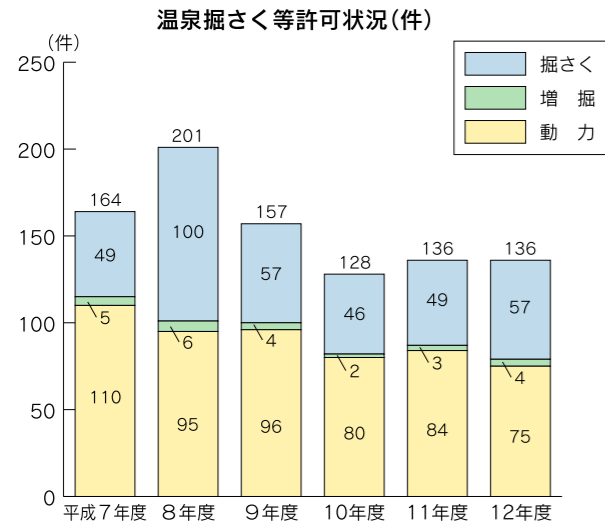
都道府県	湧出量
北海道	300,920ℓ/分
大分県	266,228ℓ/分
鹿児島県	200,028ℓ/分
青森県	166,526ℓ/分
長野県	132,187ℓ/分



● 温泉の行政処分状況

温泉の掘さく等の行為に際しては、温泉法に基づく許可申請を行い知事の許可を受けなければならない。

大分県では「大分県自然環境保全審議会温泉部会」(年4回開催)に温泉掘さく等の許可申請を諮り、その答申に基づき許可等の行政処分を行っている。



また、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合についても、知事(平成9年度からは、大分市にあつては、大分市長。)の許可を必要とするが、平成12年度は、浴用26件、飲用7件の合計33件の許可を行った。

● 温泉掘さく等の許可の取消し

平成12年度は、17件について公開聴聞の手続きを行い11件の許可取消を行った。

● 温泉資源の保護と適正な利用

1 温泉資源の保護

平成9年7月から湯平温泉の一部を保護地域に、平成10年7月からは長湯温泉を保護地域に、平成13年1月からは宝泉寺温泉を保護地域にそれぞれ指定し、温泉部会の審議基準を改正するなどして温泉資源の保護に努めている。

また、平成13年度は、天ヶ瀬温泉の保護対策について検討を行った。

2 温泉の適正な利用

個人による利用が極めて多く、乱掘等による衰退化を防止するために、温泉の集中管理等の温泉の適正な利用を推進する必要があり、平成12年度に本県温泉行政の指針となる温泉管理基本計画を策定した。

多様な生態系の保全

● 自然環境の現状把握

1 大分県版レッドデータブック

県内の希少な野生生物の生息・生育状況を総合的に調査・整理・検討し公表することにより、絶滅のおそれのある野生生物の保護を図るため、平成12年度に「レッドデータブックおおいた」を刊行した。

2 自然環境学術調査

平成12年度は、県北西部に位置し、渓谷と原生林のおりなす自然景観を有する犬ヶ岳・津川地域を調査した。

また、「くじゅう黒岳地域自然環境学術調査」の内容を中心に、自然ガイドブックVol.7「くじゅう黒岳地域の自然」を発行した。

3 自然環境保全基礎調査

環境省は自然環境保全法第4条の規定に基づき、昭和48年から自然環境保全基礎調査を実施している。

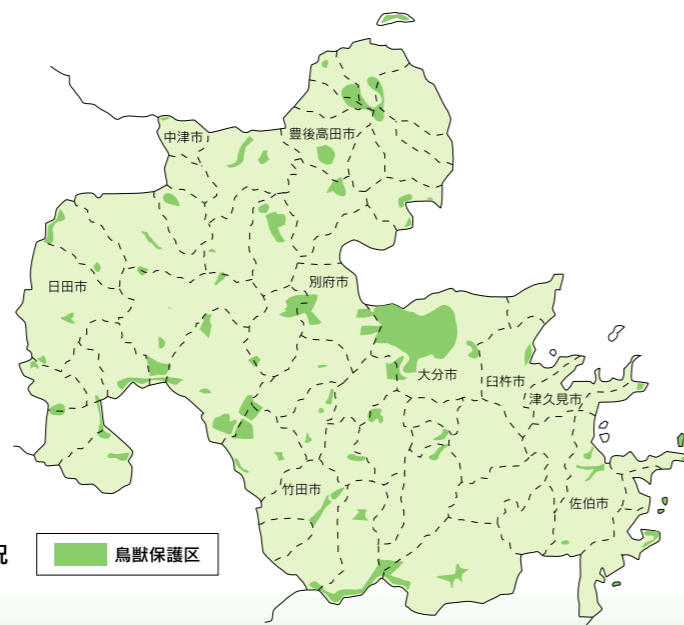
平成12年度は「哺乳類分布調査」(アンケート調査)を環境省から受託した。

● 鳥獣保護の推進

鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区の設定及び特別保護地区を指定するとともに、狩猟鳥獣の増加を図るため、休猟区を設定している。

鳥獣保護区は、平成13年11月1日現在で、県下全域にわたり73か所、県土面積の約9%にあたる55,067haを設定している。また、特別保護地区としては、天然記念物カラシバトなどの生息地として知られる南海部郡の沖黒島など11か所を指定している。

この他、人や船などの往来の多い地区13か所を銃猟禁止区域に、また鉛散弾による水鳥の中毒事故を防止するため、3か所を鉛散弾規制地域に設定している。



鳥獣保護区の設定状況

自然とのふれあいの推進

● 自然保護思想の普及啓発

1 自然公園指導員の配置

本県では、県内の自然公園に環境省及び県の委嘱による93名の自然公園指導員を配置し、利用者に対して自然公園の適正な利用や事故の予防等を指導している。

2 普及啓発活動の推進

「環境月間」中(6月1日~30日)の各種行事の一環として、くじゅう山開き(6月第1日曜日)に合わせて、関係市町村にごみ袋を配布する等して自然公園内の美化を呼びかけた。

また、「自然に親しむ運動」期間中、自然観察会や自然公園クリーン作戦等を実施して、自然保護と環境美化精神の高揚を図った。

身近な自然の保全と快適空間の創造

● 都市環境の保全

1 都市環境の現況

(ア) 都市計画の現況

都市計画法では、健康で文化的、機能的な都市生活を確保すると共に、土地の合理的な利用を図るため、一体の都市として総合的に整備、開発または保全する必要がある区域を都市計画区域として都道府県知事が指定することになっている。現在、本県において、11市7町、面積約106千haの区域を都市計画として定めている。

また、樹林地、水辺地など良好な自然景観と史跡名勝などが一体となった区域の環境を保全し、良好な都市環境を維持することを目的に大分市及び別府市において、面積約4,849haの区域を風致地区として定めている。

風致地区では建築物の建築、土地形質の変更、木竹の伐採、土砂の採取など風致の維持に影響を与える行為が制限されている。

(イ) 土地区画整理事業の現況

土地区画整理事業は、その市街地開発事業の代表的事業であり、土地の区画形質の整形と公共施設の整備を一体的に行うことにより良好な宅地を造成し、健全な市街地として全体の土地利用の増進を図るものである。

本県の土地区画整理事業の実施地区は平成12年度末で51地区、面積2,882ha、実施済37地区、面積2,196ha、実施中14地区、面積685haである。

2 都市環境保全対策

(ア) 都市公園の現況

都市公園は、都市の緑とオープンスペースを確保し、活力ある長寿・福祉社会の形成、都市のうおい創出、自然とのふれあい、コミュニティの形成、広域レクリエーション活動等、さらに、災害時には避難地、火災の延焼防止、救援活動の拠点等の機能を発揮するなど、安全でゆとりある生活に不可欠な都市施設である。

本県の都市公園の整備状況は、平成12年度末現在11市7町で合計818か所、約820haとなっている。

本県の都市計画区域内の一人当たりの公園面積は、12年度末で8.61㎡である。

都市公園整備状況

種 類	箇所数	面積 (ha)
街区公園	599	117.36
近隣公園	36	57.75
地区公園	17	81.96
小 計	652	257.07
総合公園	15	133.51
運動公園	6	63.53
小 計	21	197.04
特殊公園	16	90.23
大規模公園	2	91.40
緩衝緑地	5	111.14
都市緑地	104	52.63
広場公園	1	1.13
緑 道	17	19.31
合 計	818	819.95

(イ) 環境緑化の推進

大分県環境緑化条例に基づく緑化基本計画を策定し、緑地の保全・造成、緑化思想の高揚及び緑化推進体制の整備を基本施策として、市町村、県民一体となって“みどり豊かな住みよい県づくり”を推進している。

● 身近な水辺の創造

1 河川環境の整備

県では身近にふれあえる水辺を確保し、うるおいや、やすらぎのある水辺空間の創造を目的として、河川環境整備事業（河道整備事業）、河川再生事業、水辺の楽校プロジェクトを展開している。

2 港湾の環境保全対策

県では重要港湾5港（中津港、大分港、別府港、津久見港、佐伯港）と地方港湾19港（臼杵港ほか）においてそれぞれの地域の特性を活かし、環境との調和を図りながら、総合交通体系整備の一環として、港湾施設の整備を進めるとともに、より積極的に人々が親しめる港湾空間を実現するために港湾環境整備事業や海岸環境整備事業など各種港湾事業を実施している。

● 文化財の保護

1 文化財の現況

本県は豊かな自然に恵まれ、古墳や磨崖仏といった史跡や、自然的名勝、動植物等の天然記念物など、自然環境と一体となった文化財が数多く存在する。平成12年度末現在、国・県指定の文化財は、804件であるが、こうした記念物（史跡・名勝・天然記念物）はそのうち235件を数え、人間の営みと自然とを結びつける貴重な文化遺産として保存活用されている。

2 文化財保護対策

文化財保護事業は、自然環境保全施策と密接な連携を図りながら、調査・指定・保存修理・環境整備・土地の公有化などを促進することを主眼としており、平成12年度は次の事業を実施した。

(ア) 調査

国指定特別天然記念物カモシカの通常調査（生息状況・生息環境・食害状況等の概況調査）を実施した。

(イ) 保存修理

国指定特別史跡臼杵磨崖仏（臼杵市）、宇佐神宮境内（宇佐市）、岡城趾（竹田市）、咸宜園跡（日田市）、緒方宮迫東・西石仏（緒方町）、元宮磨崖仏及び県指定史跡臼杵城跡（臼杵市）、三角池と薦神社（中津市）、千燈寺跡（国見町）の保存修理・環境整備等を実施した。

また、国指定史跡安国寺集落遺跡（国東町）を復元的に整備し、体験学習施設等の建設など史跡公園として活用を図る事業を平成8年度より実施し今年度が最終年度となる。

記念物の指定状況（平成13年3月31日現在）

(史 跡)

分 類	国 指 定	県 指 定
貝塚・集落跡・古墳など	17	37
城 跡 等	1	4
社寺跡・祭祀信仰遺跡など	11	30
教育・学術・文化施設など	1	1
交通・治水・生産施設など		9
墳 墓 及 び 碑	2	10
旧 宅 等	3	1
計	35	92

(名 勝)

分 類	国 指 定	県 指 定
公 園 ・ 庭 園		3
峽 谷 ・ 瀑 布 ・ 溪 流		2
山 岳 ・ 丘 陵	1	2
計	1	7

(天然記念物)

分 類	国 指 定	県 指 定
動物（生息地を含む）	5	6
植物（群落・自生地を含む）	9	68
地 質 ・ 鉱 物	6	6
計	20	80

国・県指定文化財件数（平成13年3月31日現在）

国 指 定		県 指 定		合計
重 要 文 化 財	75	有 形 文 化 財	427	502
重要無形文化財	1	無 形 文 化 財	2	3
重要有形民俗文化財	4	有 形 民 俗 文 化 財	13	17
重要無形民俗文化財	4	無 形 民 俗 文 化 財	43	47
史 跡	35	史 跡	92	127
名 勝	1	名 勝	7	8
天 然 記 念 物	20	天 然 記 念 物	80	100
合 計	140	合 計	664	804

(国指定の重要文化財、史跡、天然記念物はそれぞれ国宝、特別史跡、特別天然記念物を含む)